

事業計画

1 法人経営における現状と課題

令和5年5月、新型コロナウイルス感染症の感染法上の取扱いが5類感染症に位置づけられ、国民の自主的な感染症対策が基本となった。

一方、福祉をとりまく情勢は、福祉ニーズの多様化や複雑化、人口減少等の課題が顕著になる中、国が目指す福祉の提供ビジョンとして、多様な主体のつながりにより地域をつくる「地域共生社会の実現」を掲げている。

また、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定では、重度化や高齢化した障がい者、強度行動障がい等を有する方々等の地域移行の進展等も言及されている。国の動向を注視しながら、福祉を取り巻く社会のシステムやスタイルの変化を敏感に捉え、法人のこれまでの取組や現在の状況を踏まえ、中長期的視点を持った研究や先駆的实践に取り組むことで、社会福祉法人としての役割を果たしていく必要がある。

法人においては、近年のご利用者支援中の重大事故や職員による虐待事案を教訓に、リスクマネジメント体制の更なる強化とともに、職員の資質、支援技術の向上に取り組む必要がある。令和5年度から実施したサービス別専門部会では、先進地視察や勉強会、施設間研修等に取り組み、職員一人ひとりが活き活きと熱意をもって働くワーク・エンゲイジメントが高まり、活発な事業運営につながっている。

また、ご利用者の機能維持、機能低下防止等を目的に、令和5年度に増員配置したセラピスト（言語聴覚士・作業療法士・理学療法士）と支援員等が連携した支援により転倒事故件数が減少する等、専門性を高める重要性を表す結果が確認された。

経営面においては、新型コロナの影響を受けていた通所系事業の利用率が回復し、適正なサービスに視点を置いた障害支援区分の見直し等により改善しつつあるが、基準を上回って計画していた職員の配置が充足できない状況が慢性化しており、計画した配置の加算収入に影響を及ぼし、人材の確保は喫緊の課題となっている。

その他、働きやすく働きがいのある職場づくりを目的として令和4年度に導入したICT（情報通信技術）については、新たな課題に対して追加整備や検証を行いながら、次年度の完全定着を目指す。

2 法人としての重点方針

以上を踏まえ、今年度の重点方針として次の項目を掲げる。

- (1) ご利用者の人権や思いを尊重し、望む暮らしを共に実現する支援体制の強化
ア 権利擁護やご利用者の意思決定支援に努め、ご利用者やご家族と望む暮らしを共に実現する支援体制を強化する。部落差別や虐待防止等の理解など、自ら学び発信することができる職員を育成する。
- イ 高齢化、多様化する障がい特性やサービスの内容に応じた適切な支援が提供できるよう、各種委員会や研修、サービス別専門部会において、専門性の高い支援技術や知識の獲得、環境設定等、安全で安心できる快適な生活環境の提供

を目指す。

ウ 職員の危険認知力や協力体制を強化して事故の未然防止につなげ、事後の対応や再発防止策を徹底する。

(2) 社会福祉法人として信頼される組織運営と経営基盤の安定強化

ア 所属長経営面談座会等にて各所属のサービス利用状況や財務状況について共有し、課題があれば本部事務局と所属が一体となって改善を図る。また、毎月の経営推進会議においても事業進捗状況等の確認を行い、より円滑な事業運営を目指す。

イ 本部事務局と各所属の会計監査人による往査を通し、的確な会計処理と効率的な事務処理の徹底を図る。また、本部事務局による内部監査等により、課題の発見と改善に向けた取組を進め、法令を遵守し業務の見直しと最適化を図る。

ウ 各地域で想定される災害に対する防災訓練を実施し、防災対策の確認と意識の向上を図る。また、災害の発生及び感染症等の発生やまん延に対応するための研修やシミュレーションを行い、非常時における業務継続計画の見直しやスムーズな運用を進める。

(3) 地域福祉のニーズに弾力的に対応する各拠点における体制強化

ア 各所属の特色ある福祉サービスを積極的にアピールし、設備の提供や各圏域で行われる他団体主催の研修会への講師派遣等、有する機能を地域へ提供し、福祉専門職として地域に求められる職員を育成する。

イ 地域生活支援拠点等について、行政や各関係機関との連携を図りながら機能の発展に向けて協働し、地域福祉の推進に努める。

ウ 各市町村の親なきあと相談員のネットワーク構築に向けた事業を県から受託し、法人のノウハウを各市町村の「親なきあと相談」の体制整備に活かす。

(4) 人材の確保・育成・定着と働きやすく働きがいのある職場づくり

ア ホームページや広報誌、地域交流等により、社会福祉の理解促進や法人の機能及び専門性を幅広く発信し、人材確保につなげる。

イ 職員研修計画に基づく研修や各所属の職場内研修、日々のOJT等を通し、求められるサービスを提供できる専門性の高い職員の育成とフォローアップを図る。

外国人技能実習生の受け入れに伴い、福祉職としての考え方や業務内容を可視化して、理解しやすく取り組みやすいよう業務改善を進める。

ウ ICTを積極的に活用することで生産性の向上を図り、年次有給休暇の取得促進や時間外勤務の削減等業務改善につなげ、多様な働き方やワークライフバランスを意識した働き方を促進し、働きやすい職場づくりを推進する。

エ 職員同士のコミュニケーションの活性化を図り、協力し互いに感謝しあう職場づくりを促進するとともに、研修等を通じコンプライアンス意識の徹底とハラスメント防止やメンタルヘルス対策に努める。また、課題を改善し、より良い支援体制を主体的に構築する組織風土を醸成する。

3 各所属としての重点目標

以上を踏まえ、今年度の重点目標として次の項目を掲げる。

(1) 地域総合支援センター

- ア 住み慣れた地域でご利用児者が望む暮らしを笑顔で送ることができるよう、児童から高齢者まで個々のライフステージに応じたサービスを提供する。
- イ 児童通所事業においては、特性に応じた丁寧な療育を行うとともに、様々な経験を積むことで成長の促進を図る。また、セラピストと協働することでより専門性の高い支援を提供する。さらに、児童発達支援センターは引き続き県北部圏域における療育支援施設として中核的な役割を担っていく。
- ウ 「地域生活支援事業」を引き続き受託し、困難ケースへの対応や関係事業者への専門的助言及び援助等、地域における相談支援の機軸としての役割を市と協働して果たしていく。
- エ 就労支援部門では、職員の資質、支援スキルの向上により就職者数増を目指す。また、就労継続支援A型では最低賃金の引き上げに対応できるよう、さらなる生産性の向上を目指す。
- オ 人材育成においては「もしも自分だったら、家族だったら」という意識の醸成を図るとともに、より質の高いサービスを提供できる職員の育成とフォローアップを図る。また、ICTの活用と互いに協力し感謝し合う雰囲気づくりに努め、働きやすい職場づくりを推進する。

(2) 大分県溪泉寮

- ア セーフティーネットとしての役割をもつ救護施設として、障がいがある方、アルコール等の依存性がある方、DVや虐待の被害者、ホームレス等、様々な生活課題を抱えるご利用者に対し、多様な支援の提供を行う。
- イ 障害者等基幹相談支援センターを中心に、生活困窮者自立支援法、障害者総合支援法等、各制度を活用し、困りごとの解決や暮らしの場、様々な就労スタイルを提供する。
- ウ 多様なご利用者への専門的支援を実践するため、細やかなOJTや職場内研修を実施し、個々の職責に応じた根拠をおさえた支援ができる人材育成に努めるとともに、全職員による人権尊重意識の醸成に努める。

(3) 大分県のぞみ園

- ア ご利用者の意思を尊重し自己決定を促しながら、生活に潤いと多くの笑顔を引き出せるように支援を行い、満足度の向上を図る。
- イ 地域で暮らすことを意識しながら、ご利用者の望む暮らしができるよう、日中活動の提供、外出やイベントの開催、地域交流等を計画する。
- ウ 地域支援については、医療的ケア児・者の受け入れに取り組む。また、各関係機関等へのPR活動を促進し、緊急入所支援コーディネート事業の強化や親なきあと相談にも引き続き取り組んでいく。
- エ 高い人権意識を持ち、様々な障がい特性や多様なニーズに対応できるよう職

員のスキルアップを図る。

また、知識や技術及び危険予知意識を向上させ、事故防止につなげる。さらに、ＩＣＴを取り入れた業務の効率化やワークライフバランスの確立を目指し、働きやすい職場づくりを促進する。

（４）大分県糸口学園

ア 支援第一課では、ご利用者個々のニーズや障がい特性に応じた日課を再編成し、行事や旅行等の参加を通じて「喜び・楽しさ・快適」を実感し、安心して充実した生活が送れるように支援する。また多職種協働でのリハビリを実践することで生活の質の向上を図る。さらに、強度行動障がいのご利用者への環境的配慮や構造化等の支援を継続しながら、地域との関わりを増やして行くために外出の機会や公共交通機関の利用等の支援を行う。

イ 支援第二課では「障害児入所施設」としての機能強化に取り組み、日常生活を送る上で必要な技能訓練を実施し、知識の習得や将来の社会性を養うため、専門職、学校、関係機関と連携しながら個々の成長や課題に応じた支援を行う。

また、集団活動ツールとしての陸上活動、太鼓活動に加え、自立に向けた支援を行うことにより、多くの体験や経験の獲得と自己肯定感、自尊心の育成が図れるように支援する。

ウ 職場内研修や日々のＯＪＴ等を行い、高い人権意識や様々な障がい特性に対応できる専門性や支援力を兼ね備えた職員の育成を図り虐待の根絶に取り組む。

あわせて、メンタルヘルスケア対策の推進やＩＣＴの運用による業務効率化や時間外勤務の削減を図り、働きやすい職場環境づくりを目指す。

（５）大分県糸口厚生園

ア ご利用者一人ひとりに丁寧に関わり、意思決定を尊重することで満足感が得られ、活気あふれる日々を過ごすことができるよう支援する。併せて、心身ともに豊かで快適な生活を送ることができるよう、多職種協働でリハビリテーションに取り組む。

イ 共同生活援助では、ご利用者が健康を維持し、思い描く暮らしを過ごせるよう支援体制をとり、個々が望む地域生活を継続して支援する。

ウ 地域との共生のため、地域行事への参加や配食サービス等を継続し地域に根付いた施設としてつながりを深めるとともに、地域生活支援拠点等にかかる緊急時の受け入れなど、社会資源としての役割を果たす。

エ ご利用者の尊厳を守り権利擁護を実践し、ご利用者を主体にして豊かにつながる環境をつくる。職員が主体的に行動し、継続的に人権意識を高める組織づくりに取り組む。根拠ある支援に基づき、障がい特性に対応できる質の高い人材を育成し、働きやすく、働きがいのある職場づくりを推進する。

（６）大分県糸口第二厚生園

ア ご利用者の意思決定を尊重し、アフターコロナにおける活動の中で、屋外での活動等さらなる充実を図り、安全で安心かつメリハリのある生活を送ること

- ができるように支援するとともに、専門職との多職種協働で機能維持に努める。
- イ 人権意識の向上を目指し、部落差別や虐待防止等の研修を積極的に行い、権利擁護を自ら発信できる職員の育成とフォローアップを行う。
- ウ 有する機能を活かして地域交流を行うことで、地域に密着した施設づくりに取り組む。また、地域生活拠点として在宅障がい者へのニーズに応じた対応に努める。
- エ ICTの活用により効率化を図り、ワークライフバランスの実現を促進し、職員一人ひとりが生き生きと熱意をもって働くことで職員の資質と支援技術の向上に努める。また、デスクネッツネオ等のシステムを活用し職員間の周知事項の徹底と情報共有を図る。

(7) 大分県糸口通勤寮

- ア 『生活の継続性』を考慮した権利擁護支援を実践し、個々が望む地域生活の実現を支援する。自立訓練事業では、体験型訓練プログラムにより各種スキルの習熟を支援し、共同生活援助事業及び自立生活援助事業では、通過型と認識し、就労定着や課題解決力の習得、環境調整を支援する。
- イ 意思決定支援や専門的な支援手段、柔軟な対応力を持つ職員の育成に努め、ご利用者やご家族、地域に信頼される事業所運営を目指す。
- ウ 在宅障がい者の緊急時のニーズには、行政等と連携し、地域生活支援拠点等整備事業の面的整備に能動的に向き合い、役割は短期入所事業で担う。
- エ 行政や相談支援事業所等の関係機関との連携強化を継続し、新規ご利用者の受け入れにつなげ、事業所の存在意義と経営面の安定を図っていく。
- オ 感染症や自然災害等の対策準備、万一有事の事業継続の体制整備、人権研修等の開催、ICT活用による業務効率化等を推進し、ご利用者やご家族の安心の保証と職員が働きたいと思う事業所づくりを目指す。

(8) 大分県なおみ園

- ア ご利用者の思いを汲み取り、生活の中で楽しみを提供し笑顔で過ごせるよう支援するとともに、多職種協働によるリハビリに取り組み機能維持・向上に努める。
- イ 地域支援においては、地域で暮らす障がいのある方が住み慣れた地域で安心して地域生活を継続することができるよう、個々のライフステージに応じてきめ細やかなサービスを提供する。
- ウ 多岐にわたる障がい特性に応じた専門性の高い支援技術や知識を習得するため、幅広い研修に参加するとともにリスクマネジメント体制の強化に取り組む。
- エ 南海トラフ巨大地震や豪雨災害発生等に伴う大規模災害対策を行い、自衛消防隊組織に基づいた訓練を実施するとともに、防犯訓練を実施し、ご利用者の安全・安心な生活の確保の推進に努める。

(9) 大分県日田はぎの園

- ア 重度化・高齢化に伴う機能低下防止のため、多職種連携によるリハビリテー

ションに取り組み、心身ともに健康で豊かな生活を提供する。

イ 共同生活援助においては、ご利用者のニーズを収集し、希望に応じた支援を提供することで地域での生活がより充実するように支援する。

ウ ご利用者の障がい特性の理解や高い倫理観、幅広い人権意識を持てるよう研修の充実を図り、職員の資質の向上を目指す。

エ 積極的なＩＣＴの活用に取り組み、安心安全なサービスの提供とワークライフバランスの両立を図る。

(10) 地域生活支援センターはぎの

ア 地域で暮らすご利用者の生活の困りを地域の課題と捉え、各事業間での連携により課題解決を行い、積極的に地域共生社会の推進に取り組む。

イ 日田市の基幹相談支援体制の再構築のため、自立支援協議会各部会に積極的に参加することにより、地域課題の発掘とその具体的解決に向けた相談支援機能を発揮する。また、併せて玖珠九重地域では一般相談において自立支援協議会の事務局として積極的に機能を発揮し社会資源の開発に取り組むことで地域の相談支援の要となるよう努める。

ウ 継続して農福連携を行うと共に、公共施設の委託作業を行うことでご利用者一人ひとりの力を地域に還元すると同時に工賃向上を目指す。また、東飯田公民館との連携によりご利用者の活動が地域共生の一役を担えるように支援する。

エ センター機能を駆使し地域共生社会を目指すため、職員一人ひとりの地域福祉の推進の意識醸成を目的に職場内研修の充実を図り、高い人権意識、より深い専門性と危機管理意識をもった職員の育成に努める。また、職員間のコミュニケーションと協力体制を活発化することで風通しの良い職場環境をつくる。

(11) 八つ星の丘

ア 事業所の特徴である共生型を活かし、権利擁護や利用者の意思決定支援に努め、親子での利用や親なきあと問題の解消に努め「地域共生社会の実現」に貢献できるよう事業を推進する。

イ 特定施設入居者生活介護においては、多職種で連携しご利用者の機能維持、機能低下防止等を図り、穏やかに楽しみがもてる生活の推進に努める。また、安心して生活ができるよう、研修に積極的に取り組み専門性の高いサービスの提供を行う。

ウ 通所介護等事業においては、関係機関との連携を強化し、共生型サービス事業所の強みである柔軟性や専門性を積極的に発信し、地域福祉発展につなげる。

エ 共同生活援助においては、ご利用者の意思決定支援のもと、ライフステージに応じた支援を提供し、安心して暮らすことがことできるよう取り組む。

また細やかな健康管理に努めることで、潤いのある生活を送れるようにする。

オ 協力しお互いに感謝しあい、働きやすく働きがいのある職場づくりを構築する。またワーク・エンゲイジメントを高め、職員が活力を持ち仕事に取り組める環境をつくることで、さらなる資質、技術の向上に努める。さらに職員の危険認知力を強化して、事故防止と再発防止に努める。

